

議 案 第 98 号

松戸市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

松戸市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のよう
に定める。

令和6年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地方自治法の改正に伴い、条例で引用する同法の条項を整備するため。

松戸市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

次の各条の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

（松戸市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 松戸市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年松戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2</u>第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1万円以上である場合とする。</p>	<p style="text-align: center;">（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8</u>第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1万円以上である場合とする。</p>

（松戸市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 松戸市下水道事業の設置等に関する条例（平成29年松戸市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2</u>第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1万円以上である場合とする。</p>	<p style="text-align: center;">（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8</u>第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1万円以上である場合とする。</p>

（松戸市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第3条 松戸市病院事業の設置等に関する条例（昭和43年松戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第9条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第9条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。